

税務申告(白色申告)相談会の開催について

令和2年度分の農業所得に係る税務申告相談会を下記日程で行いますので、ご案内申し上げます。

- 【持参するもの】
- ① 収支計算ノート・前年（令和元年度）と今年度
 - ② 通帳・農業に使用している通帳
※令和2年1月～令和2年12月までの取引が記載されているか確認して下さい。
令和2年中に通帳を繰り越した場合は新旧2冊ご持参下さい。
 - ③ 伝票・納品書、請求書、領収書など農業に係わる各種伝票

- ※ ①、②、③が揃っていない方は順番を後回しにする場合があります。
- ※ 各地区指定日の初日は大変混み合い、午前に受付をしても午後までお待たせしてしまう場合があります。混雑の解消のためにも、8時半～9時までに受付された方に関しては収支計算ノートを完成されている方を優先させていただきます。

1、開催日 開催日は下記の通りとなります。

| 対象地区 | 指 定 日 | |
|---------|---------|---------|
| 七日市・阿仁 | 1/19(火) | 1/20(水) |
| 沢口・合川 | 1/21(木) | 1/22(金) |
| 綴子・上小阿仁 | 1/25(月) | 1/26(火) |
| 西部・森吉 | 1/27(水) | 1/28(木) |
| 鷹巣・栄 | 2/3(水) | |
| 全 地 区 | 2/4(木) | 2/5(金) |
| 予 備 日 | 3/10(水) | 3/15(月) |

※対象地区の指定日に都合が悪い場合は、他地区の指定日でもかまいません。

- 受付開始 午前8時30分～
- 申告相談 午前9時～正午
午後1時～4時まで。

※人数が多い場合は翌日以降に願います場合があります。その場合は、優先致しますのでご理解をお願いします。

※予備日については、人数次第では午前で終了する場合があります。会場に職員がいない場合は、営農部 担い手課 (☎0186-63-1140) まで連絡お願いいたします。

2、開催場所

1/19～3/15 旧鷹巣町農協営農部事務所
(鷹巣集荷センター向)

3、おしらせ

農業申告が必要なのは販売収入がある方のみです。販売収入がない方や小作料収入のみの方は、直接市の確定申告へ伺い下さい。また、法人構成員の方につきましても収入と費用をまとめ、直接市の確定申告へ伺い下さい。

- 小作料収入は不動産所得扱いとなります。販売収入がなく、小作料収入のみの方は農業所得申告は不要です。
- 今年度より離農したが、前年度、前々年度の精算（追加払い金）があった場合は、雑収入扱いとなるため農業申告は不要です。
- 飯米農家（販売収入がなし）の場合、販売契約があった方のみ対応致します。それ以外の方は市の確定申告へ伺い下さい。
- 家事消費（飯米）分の収入金額は申告年のJA米の概算金価格を参照ください。（令和2年度の場合、あきたこまち（30kg）が1袋で6,050円となります）

白色申告の方の記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得（農業所得）、不動産所得、又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての白色申告の方は、収入金額や必要経費を記載すべき帳簿（法定帳簿）を備え付けて、収入金額や必要経費に関する事項を記載する必要があります。また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、業務に関して任意で作成した帳簿（任意帳簿）又は受領した請求書・領収書などの書類を保存する義務があります。

◎帳簿書類の保存期間

| 保存が必要なもの | | 保存期間 |
|----------|--------------------------------------|------|
| 帳 簿 | 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿） | 7年 |
| | 業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿） | 5年 |
| 書 類 | 決算に関して作成した棚卸表その他の書類 | 5年 |
| | 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類 | |

●お問い合わせは・・・JA秋田たかのす営農部担い手課 (☎63-1140) まで